

運賃協議分科会の設置について

令和6年3月19日開催
第4回狭山市地域公共交通活性化協議会 資料3

道路運送法の改正に伴い、令和5年10月1日以降、市内循環バス「茶の花号」や「ほりかねデマンドバス」といった「一般乗合旅客自動車運送事業」の運賃等の協議は、「地域公共交通会議（本市では地域公共交通活性化協議会が兼ねています）」ではなく、道路運送法第9条第4項で新たに規定された「運賃協議のための協議会」において、行うこととなりました。

改正前（R5.9.30まで）

【狭山市地域公共交通活性化協議会全体で協議】

○道路運送法9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者が、旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、運賃等について関係者間の協議が調つたときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもつて足りる。

○施行規則9条の2概要

法第9条第4項の協議が調つたときは、地域公共交通会議又は活性化協議会において協議が調つているときとする。



改正後（R5.10.1から）

【運賃協議のための協議会で協議】→「運賃協議分科会」を設置します。

○道路運送法9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線等に係る運賃等について協議が調つたときは、協議が調つた事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。

- 一 市町村又は都道府県
- 二 当該一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 地方運輸局長
- 四 市町村の長（又は知事）が住民の意見を代表する者として指名する者

運賃協議分科会

一 1号委員
副市長

二 当該運送
事業者

三 7号委員
埼玉運輸支局

四 6号委員
各自治会連合会、狭山市障害者団体連絡会の代表

【事前に住民や利用者等の意見を収集し、協議に反映】 →市公式ホームページ等にて、事前に意見を募集します。

○道路運送法9条5項概要

市町村又は都道府県は、前項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。